年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年 11 月 20 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　3件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生年金保険関係　　2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第2500044号
厚生局事案番号：中国四国（国）第2500004号

第１　結論

昭和55年４月から昭和56年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和18年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和55年４月から昭和56年３月まで

国民年金に加入し、加入中は、毎月、Ａ市役所（当時）本庁の窓口やＢ金融機関の口座からの引き落としで保険料を納付していた。

保険料の払い忘れがあったときや、残高不足で口座からの引き落としがされなかったときには、市の職員が自宅まで集金に来たり、市役所からお知らせが来たりしていたので、納付していたのは確実だったと思う。

しかしながら、年金の記録では請求期間が未納とされているので、調査の上、請求期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間の１年間について、ひと月も納めていないということは考えられない旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付方法について、「保険料は、毎月、Ａ市役所本庁の年金課の窓口で納付した。」としていたところ、その後、「それは結婚してすぐの頃のことであり、いつのものかは分からないが、Ｂ金融機関の口座から引き落とされていたという紙があった。」として、Ｂ金融機関の口座からの引き落としにより保険料を納付していたとしたが、その後、「はっきりと覚えていない。」としている。

また、平成15年＊月＊日にＡ市などの合併により発足したＣ市は、保険料の納付方法について、「Ａ市において、Ｂ金融機関が国民年金保険料の収納機関として指定されたのは平成５年か平成６年頃である。」としており、請求期間の国民年金保険料をＢ金融機関の口座からの引き落としにより納付することはできない上、同市は、請求期間におけるＡ市役所本庁の窓口での国民年金保険料の収納状況や保険料の払い

忘れがあった場合などに集金及び納付勧奨を行っていたかについて、確認できる資料がなく、不明である旨回答している。

このため、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の具体的な納付状況は明らかになっていない。

さらに、C市から提出された請求者に係る国民年金保険料納付記録及び日本年金機構が作成した国民年金被保険者名簿（以下「納付記録等」という。）においては、請求期間の前後の期間における保険料の納付が確認できる一方で、請求期間の保険料が納付された記録は確認できない。

加えて、請求者は「請求期間はA市で国民年金の記録がコンピューター化された頃なので、その時に記録が抜けたのではないか。」と主張しているが、この点についてC市は、「A市において国民年金の記録管理が電算化された時期は昭和 62 年頃である。」と回答している上、前述の納付記録等で確認できる請求期間に係る納付状況はオンライン記録と一致しており、相違は見られない。

その上、請求者は、請求期間当時の同居親族である請求者の夫の国民年金保険料についても請求者が納付していたとしているところ、請求者の夫に係るC市の納付記録等及びオンライン記録によると、請求者の夫についても同様に、請求期間に係る保険料が納付された記録は確認できない。

また、住民票及び戸籍の附票で確認できる請求者の住所は、請求期間の前後で変更はなく、請求期間前後の期間も同一の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）で国民年金保険料の納付管理が行われていることから、既に記号番号が払い出されている請求者に対し、A市が請求期間だけ別の記号番号を新たに払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に対して、現在、基礎年金番号として管理されている記号番号（＊）のほかに別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第2500042号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第2500010号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和44年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成２年９月30日から同年10月１日まで

私は、Ａ社に平成元年９月11日に入社し、最初の３か月は見習い期間であり、平成２年１月から厚生年金保険に加入した。所持している給料明細書によると、平成２年１月分から同年９月分まで厚生年金保険料が控除されているので、同年９月を被保険者期間として認めてほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間を含む平成元年９月から平成２年10月までの各月分とする給料明細書等を提出し、平成２年９月分の厚生年金保険料が給与から控除されているとして、厚生年金保険の被保険者期間を平成２年９月までとし、資格喪失年月日を同年10月１日に訂正することを求めている。

請求者が提出した給料明細書については、Ａ社は同社のものであることを認めており、請求者が所持する平成元年分給与所得の源泉徴収票等から、請求者の同社における上記平成元年９月から平成２年10月までの給料明細書であると推認できる。

また、上記給料明細書では平成２年１月から同年９月までの９か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、Ａ社の保険料控除方法は当月控除であることから、平成２年９月分と推認した給料明細書において控除されている厚生年金保険料は、平成２年９月分の保険料と認められる。

一方、請求者のオンライン記録によると、Ａ社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成２年１月５日、喪失年月日は同年９月30日と記録され、請求者のＡ社における厚生年金保険の加入期間は８か月となっており、厚生年金保険法第14条第２号では、資格喪失の時期について、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する旨規定されているところ、請求者の同社における退職年月

日は、同社から提出された労働者名簿には平成２年９月 29 日と記載され、同社における雇用保険の離職年月日も平成２年９月 29 日と記録されている。また、同年９月 30 日は日曜日であるところ、同社は日曜日を退職日としない取扱いをしていた旨を回答している。

なお、請求者のＡ社における平成２年９月分の厚生年金保険料が同月分の給与から控除されていることについて、同社は、日本年金機構に対して、保険料に関する事務に誤りがあったということだと思う旨を回答している。

上記のとおり、労働者名簿に記載されている退職年月日及びＡ社の回答から、請求者の同社における退職年月日は平成２年９月 29 日であり、雇用保険の離職年月日と一致し、厚生年金保険の資格喪失年月日（平成２年９月 30 日）と符合している。

以上のことから、総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたとは判断できず、請求者のＡ社における厚生年金保険の被保険者期間を平成２年９月までとし、資格喪失年月日を同年 10 月１日に訂正することを認めることはできない。

なお、厚生年金保険法第 19 条第１項及び同法第 81 条第２項の規定によれば、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとされているところ、請求者のＡ社に係る被保険者資格の喪失年月日は平成２年９月 30 日であり、同年９月は保険料の徴収対象とならないため、たとえ徴収対象とならない保険料が請求者の給与から控除されていたとしても、これを被保険者期間として認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500072 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500011 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社（現在は、Ｂ社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 53 年１月 10 日から昭和 55 年１月１日まで

請求期間当時、正社員としてＡ社に勤務していたのに、年金の記録がない。勤務期間ははっきり覚えていないが、私の父が、昭和 54 年度Ｃ会の総会で表彰されることになったので、私がＤをした。そのことが新聞に掲載されており、当該新聞記事を所持していることから、私が当時、勤務していたことは確かであるので、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、Ａ社に勤務していた証拠として、新聞記事を提出している。

しかしながら、当該新聞記事には、請求者の父親と同姓同名の人物がＣ会の昭和 54 年度総会で表彰されていることは記載されているものの、請求者の氏名は記載されていない。

また、Ｂ社は、請求期間当時、Ａ社の正社員であった従業員に係る資料は保管しているが、当該資料の中に請求者の氏名はない旨を回答している。

さらに、Ｂ社は、正社員以外の雇用形態で勤務していた従業員に係る資料を保管していないため、請求者が正社員以外の雇用形態で勤務していたかどうかを確認することはできないが、同社は、請求期間当時、Ａ社では、正社員でない者が業務委託などでＤ等をすることがあったとした上で、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、正社員以外の雇用形態で勤務していた従業員は厚生年金保険に加入させていなかった旨を回答している。

加えて、Ａ社において請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち連絡先が確認できた 24 名に照会を行ったところ、回答があった 17 名はいずれも請求者を記憶していない。

その上、請求期間において、請求者が雇用保険に加入していた記録はない上、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の整理番号に欠番もない。

このほか、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたこと、及び被保険者として負担すべき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたこと、及び請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたこと、及び請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、総合的に判断すると、請求期間において請求者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと、事業主が請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行ったこと、及び事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことを認めることはできない。